

明治三十五年三月三十日
可見物使節團

官報

号外 昭和三十一年五月十八日

昭和三十一年五月十八日(金曜日)午前
十一時十三分開講

○議長（松野高平君） 講演の報告は
朗読を省略いたします。

長谷山行參
菊川孝夫君

農林水產委員同

るの件

鐵事日程 第五十号

午前十時開議

第一 日本国とフィリピン共和国

との間の賠償協定の批准につい
て承認を求めるの件（趣旨説明）
第一　國務大臣の私企業等への関
与の制限に關する法律案（八木
幸吉君外三名発議）

第三二 國家公務員に対する寒冷地
(委員長報告)

手当及び石炭手当の支給に関する法律案

(衆議院提出) (委員長報告)

議院送付) 仓库業法案(内閣提出、衆(委員長報告)

第五 捷收不動產に關する借地借 家臨時処理法案(第二十二回)

第六　國立国会図書館の運営と問題
（委員長報告）

日清紡の販賣に關する議院運営委員長報告

新潟県にP・B・リポート閲覧室設置に関する請願(二件)

(委員長報告)

昭和三十一年五月十八日 参議院会議録第五十号 議長の報告

外 昭和三十一年五月十八日

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

罷免都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案

憲法調査会法案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨

衆議院に通知した。

閉鎖機関令の一部を改正する法律

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する法律

政令の一部を改正する法律

羅災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律

百貨店法

下請代金支払遅延等防止法

農地開発機械公团法の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

国家金融公社への加盟について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院議員愛知揆一君、同受田新吉君、同大平正芳君、同藤枝泉介君、同古屋貞雄君、参議院議員遠藤柳作君、同小西英雄君、同田畠金光君及び竹下豊次君が在外財産問題審議会委員に就くことができるとの議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、衆議院議員井出一太郎君、同稻富義人君、同芳賀貢君、同平野三郎君及び参議院議員河野謙三君が

肥料審議会委員に就くことができる

と認めた旨内閣に通知した。

川下流改修工事施行に関する請願外七

十八件の請願は、即日これを内閣に送付した。

昨十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 井上 清一君

内閣委員 亀田 得治君

内閣委員 小幡 治和君

内閣委員 中田 吉雄君

内閣委員 松澤 兼人君

内閣委員 松野 鶴平君

内閣委員 岩沢 忠恭君

内閣委員 吉田 法晴君

内閣委員 小林 亦治君

内閣委員 山川 良一君

内閣委員 菊田 七平君

内閣委員 井村 隆君

内閣委員 上林 忠次君

内閣委員 大屋 晋三君

内閣委員 松澤 兼人君

内閣委員 最上 英子君

内閣委員 島津 勝見君

内閣委員 大倉 精一君

内閣委員 酒井 光治君

肥科審議会委員に就くことができる

と認めた旨内閣に通知した。

川下流改修工事施行に関する請願外七

十八件の請願は、即日これを内閣に送付した。

昨十七日議長において、左の常任委員の補欠を

左の通り指名した。

内閣委員 井上 清一君

内閣委員 亀田 得治君

内閣委員 小幡 治和君

内閣委員 中田 吉雄君

内閣委員 松澤 兼人君

内閣委員 松野 鶴平君

内閣委員 岩沢 忠恭君

内閣委員 吉田 法晴君

内閣委員 小林 亦治君

内閣委員 山川 良一君

内閣委員 菊田 七平君

内閣委員 井村 隆君

内閣委員 上林 忠次君

内閣委員 大屋 晋三君

内閣委員 松澤 兼人君

内閣委員 最上 英子君

内閣委員 島津 勝見君

内閣委員 大倉 精一君

肥科審議会委員に就くことができる

と認めた旨内閣に通知した。

川下流改修工事施行に関する請願外七

十八件の請願は、即日これを内閣に送付した。

昨十七日議長において、左の常任委員の補欠を

左の通りである。

内閣委員 井上 清一君

内閣委員 亀田 得治君

内閣委員 小幡 治和君

内閣委員 中田 吉雄君

内閣委員 松澤 兼人君

内閣委員 松野 鶴平君

内閣委員 岩沢 忠恭君

内閣委員 吉田 法晴君

内閣委員 小林 亦治君

内閣委員 山川 良一君

内閣委員 菊田 七平君

内閣委員 井村 隆君

内閣委員 上林 忠次君

内閣委員 大屋 晋三君

内閣委員 松澤 兼人君

内閣委員 最上 英子君

内閣委員 島津 勝見君

内閣委員 大倉 精一君

國立国会図書館図書複写規程の一部を改正する規程案審査報告書

國立国会図書館の経過に関する報告書

審査報告書

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

森治樹君は事務代理を免ぜられたので
政府委員は自然消滅となつた。

○議長(松野鶴平君) これより本日の
会議を開きます。

日程第一、日本国とフィリピン共和国との間の賠償協定の批准について承認を求めるの件(趣旨説明)

本件について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。重光外務大臣。

○國務大臣(重光葵君) 去る五月九日、マニラにおいて、わが国とフィリピン共和国の全権委員の間で署名を丁寧に求めます。重光外務大臣。

○國務大臣(重光葵君) 去る五月九日、マニラにおいて、わが国とフィリピン共和国との間の賠償協定の批准について御承認を求めるの件に關し、趣旨の説明をいたします。

フィリピン共和国は、昭和二十六年九月、サンフランシスコにおける平和条約に署名いたしたのであります。同国は、わが国との間の賠償問題が解決せられない限り、同平和条約の批准を行はず、従つてわが国との間に正常な外交關係を樹立しないとの方針を行ひましたことは御承知の通りとつて参りましたことは御承知の通りであります。よつて、わが国といましましては、賠償問題の解決をはかり、もつて戦後のアジアにおける平和外交を推進するために、すでに昭和二十七年以来フィリピン国政府と交渉を重ねて参つたのであります。が、本年四月末

に至り、双方の意見は一致し、賠償協定草案を完成するに至りました。よつて政府は、直ちに署名調印のために、

高橋国務大臣、松本官房副長官、水田衆議院議員、藤山愛一郎氏及び永野護氏の五名を全権委員に任命し、五月九日正式調印を終了するに至った次第であります。

交渉の経過につきましては、すでに国会において、そのつど説明いたして参りました通りであります。が、本日は、主としてこの協定の内容について御説明をいたします。

わが国は、この協定によつて五億五千万ドルにほしい円に相当する役務及び生産物を、二十年の期間内にフィリピンに提供することによって賠償義務を履行することを約束したのであります。

わが国は、この協定によつて五億五千万ドルにほしい円に相当する役務及び生産物を、二十年の期間内にフィリピンに提供することによって賠償義務を履行することを約束したのであります。

わが国は、この協定によつて五億五千万ドルにほしい円に相当する役務及び生産物を、二十年の期間内にフィリピンに提供することによって賠償義務を履行することを約束したのであります。

また、経済開発借款につきましては、二億五千万ドルを目標額とする民間の商業借款によることとなり、政府はこれに対して便宜をかるという趣旨に相なっておりますが、これは賠償協定のことく国家間の法律上の権利義務を定めるものではなく、その内容の実現は、もっぱら民間商社間の商業上の話し合いによることとなるわけでありますので、当初予定せられました協定の形式にはよらず、交換公文の形として取り組めた次第であります。

さらに、両国の全権委員は、日比間の正常なる国交關係の回復に伴い、均衡のとれた貿易の発展に努力する旨の意向を表明した共同声明を発表したのであります。政府といたしましては、今後対フィリピン貿易の伸張に一そなうの力を注ぐ方針であります。

内閣は、その履行に要する經費を負担することによって賠償義務を果すものと相なっております。その他、右使節団に一部の外交特權を認めること、

○議長(松野鶴平君) 日程第二、國務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案(八木幸吉君外三名発議)

○議長(松野鶴平君) 日程第三、國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上、兩案を一括して議題とするこ

とに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

本協定による賠償義務は、わが国に

内閣総理大臣その他の國務大臣で

ある者は、商業、工業、金融業その他

の営利を目的とする私企業(以下「営利企業」といふ。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員その他これに準ずる職を兼ね、自ら営利企業を営み、又は報酬を得て営利企業以外の事業を行ふ

本協定による賠償義務は、わが国に相當大なる負担を課するものであることはいうまでもないところであります。が、過去の戦争においてフィリピンに与えた莫大な損害に対し、わが国が今回約束した賠償義務を完全に履行することによって、日比間の平和友好の関係を樹立し、さらに、将来両国との間に政治経済の各般にわたる協力提携の

結果にあって、日本側の裁判所に訴訟を得て、日本側の私企業等への関与の制限に関する法律案(八木幸吉君)

〔審査報告書は都合により追録に

掲載〕

國務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案(八木幸吉君)

右の議案を発議する。

昭和三十一年二月八日

発議者

八木 幸吉 鮎川 義介

島村 軍次 早川 優一

中山 福蔵 小林 武治

上林 忠次 杉山 昌作

竹下 豊次 河野 謙三

篠森 順造 三木 輿吉郎

奥 むめお 宮城タマヨ

柏木 庫治 野田 後作

市川 房枝 八木 秀次

この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当に関する法律の一部を改正する法律案右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十一年四月十日

衆議院議長 松野衛平殿

参議院議長 益谷秀次

同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 薪炭手当は、その支給期間を通じて、世帯主たる職員に対しては五千円、その他の職員に対しては一千七百円をこえて支給してはならない。

第三条第一項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改め、同条第二項を削る。

第四条中「石炭手当」の下に「及び薪炭手当」を加え、同条を第五条とし、第三条の次に次の二項を加える。

第四条 内閣総理大臣は、第一条第三項及び前条に規定する定をするについては、人事院の勧告に基いてこれをしなければならない。

第一条 本院提出案をここに送付する法

律の一部を改正する法律

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

第一条に次の二項を加える。

3 北海道以外の地域で内閣総理大臣の定めるものに在勤する第一項

に規定する職員に対しては、予算の範囲内で寒冷地手当とあわせて薪炭手当を支給する。

第二条中第四項を第五項とし、同条第三項中「又は石炭手当」を「石炭手当又は薪炭手当」に改め、同条

4 国家公務員災害補償法（昭和十六年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

5 裁判所職員臨時措置法（昭和十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第四号中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に、「第三条第二項」を「第四条」に改める。

6 防衛庁職員給与法（昭和二十一年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

7 国の經營する企業に勤務する職員の給手等に関する特例法（昭和二十九年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「及び石炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

1 この法律は、昭和三十一年三月三十日以前において政令で定める日から施行する。

2 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「石炭手当」の下に「薪炭手当」を加える。

3 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第二百七十九号）の一部を次の二項に改める。

「薪炭手当」を「石炭手当及び薪炭手当」に改める。

○野本品吉君登壇、拍手

野本品吉君 ただいま議題となりました國務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案はか一件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

さて、国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案について申しあげます。本法律案について、発議者がその提案の理由として述べるところを申し上げますと、内閣総理大臣その他

の國務大臣は、わが国の行政政府において最高の重責にあり、その政治的活動をめぐる。

官房長官、政務次官に及ばない理由、

この法律案に罰則規定の設けられていない点、この法律案と官吏服務紀律との関係の点、この法律案が実施された場合、國務大臣の私企業への関与が制限される結果減収を来たす場合もある

から、國務大臣の給与につき適当な措

置を講ずることの是非の点、私企業の範囲の点等につきまして、発議者との間に質疑応答が重ねられましたが、その詳細は委員会会議録に譲りたいと存じます。

一昨日の委員会におきまして、質疑及び討論終局の動議が提出せられ、この動議が全会一致をもつて可決せられましたので、直ちに本法律案につき採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと認められました。

次に、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案は、衆議院議員黒金泰美君ほか一名より提出せられたものでありまして、去る四月十日、衆議院におきまして修正議決せられて本院に送付されたものであります。

たところ、衆議院におきましては審議いたしましたが、その審議において、この法律案の適用を受けるものが内閣委員会は前後三回この法律案を

未了に終つたのであります。

内閣委員会は前後三回この法律案を審議いたしましたが、その審議において、この法律案の適用を受けるものが内閣

委員会に限局せられておって、内閣

官房長官、政務次官に及ばない理由、

この法律案に罰則規定の設けられていない点、この法律案と官吏服務紀律との関係の点、この法律案が実施された場合、國務大臣の私企業への関与が制限される結果減収を来たす場合もあるから、國務大臣の給与につき適当な措置を講ずることの是非の点、私企業の範囲の点等につきまして、発議者との間に質疑応答が重ねられましたが、その詳細は委員会会議録に譲りたいと存じます。

一昨日の委員会におきまして、質疑

及び討論終局の動議が提出せられ、この動議が全会一致をもつて可決せられましたので、直ちに本法律案につき採

決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと認められました。

なお、この際御参考までに申し述べておきますが、本法律案と同一内容の法律案が、昨年、第二十二回国会におきまして參議院議員八木幸吉君ほか三名より提出せられ、この法律案は内閣

委員会及び当院の本会議におきまし

て、いざれも全会一致をもつて可決せられました。

され、次いで衆議院に送付せられまし

定めてその料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものをとするものであるとき。

二 特定の荷主に対して不当な差別的取扱をするものであるとき。

三 他の倉庫業者との間に不当な競争をひき起すおそれがあるものであるとき。

第七条 倉庫業者は、収受した料金の割戻をしてはならない。

(倉庫寄託約款)

第八条 倉庫業者は、倉庫寄託約款を定め、その実施前に、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の倉庫寄託約款が寄託者又は倉庫証券の所持人の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該倉庫業者に対し、期限を定めてその倉庫寄託約款を変更すべきことを命ずることができる。

(料金等の掲示)

第九条 倉庫業者は、料金及び倉庫寄託約款を営業所その他事業所において利用者に見やすいように掲示しておかなければならぬ。(差別的取扱の禁止)

第十一条 倉庫業者は、特定の利用者

に対する不当な差別的取扱をしてはならない。

(倉庫の位置等の変更)

第十二条 倉庫業者は、第四条第一項第一号又は第二号に掲げる事項

を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。ただし、倉庫の用途を廃止する場合その他運輸省令で定める場合は、この限りでない。

2 第五条第四号の規定は、前項の認可について準用する。

(倉庫の構造及び設備)

第十二条 倉庫業者は、営業に使用する倉庫をその構造及び設備が第五条第四号の基準に適合するよう

に維持しなければならない。

2 運輸大臣は、営業に使用する倉庫の構造又は設備が第五条第四号の基準に適合していないと認めるときは、当該倉庫業者に対し、期限を定めて当該倉庫を修理し、若しくは改造し、又は保管する物品の種類を変更すべきことを命ずることができる。

(倉庫の発行)

第十三条 倉庫業者は、運輸大臣の許可を受けた倉庫業者でなければ、発行してはならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしよ

うとするときは、次の基準によつてしなければならない。

一 当該業務を適確に遂行するに

必要ある。

必要な経験又は能力を有することと。

足る資力信用を有すること。

3 運輸大臣は、第一項の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当するときは、その許可をしてはならない。

一 第一項の許可の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

二 法人である場合において、そ

の役員が前号に該当する者であ

ること。

(火災保険に付する義務)

第十四条 前条第一項の許可を受けた倉庫業者(以下「発券倉庫業者」という。)は、倉庫証券を発行する

場合においては、寄託者のために

当該受寄物を火災保険に付さなければならぬ。ただし、寄託者が

反対の意思を表示した場合又は運輸省令で定める場合は、この限り

ではない。

(相続)

第十七条 倉庫業者(発券倉庫業者を除く。)が当該倉庫業の全部又

は一部を譲渡したときは、譲受人は、倉庫業者の地位を承継する。

2 倉庫業者(発券倉庫業者を除く。)たる法人の合併があつたとき

は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、倉庫業者の地位を承継する。

3 前二項の規定により倉庫業者の地位を承継した者は、その承継の

日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 被相続人が発券倉庫業者である場合においては、前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について運輸大臣の認可を申請しなければ、その期間の経過後は、第十三条第一項の許可は、

その効力を失う。認可の申請に対し認可しない旨の処分があつた場合において、その旨の通知を受けたときは、譲受人は、発

3 第十三条第二項及び第三項の規定は、前項の認可について準用す

い。ただし、不公平な取引方法を用いる場合は、この限りでない。

(協定等の届出)

第十六条 倉庫業者は、前条に規定する協定等をしようとするときは、あらかじめ運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しないとするときも同様とする。

3 第十五条並びに第十三条第二項及び第二項の規定は、前二項の認可について準用する。

(相続)

第十九条 倉庫業者が死亡したとき

は、その相続人は、被相続人たる倉庫業者の地位を承継する。この場合において、相続人は、その旨を被相続人の死亡を知つた日から三十日以内に運輸大臣に届け出なければならない。

2 被相続人が発券倉庫業者である場合においては、前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について運輸大臣の認可を申請しなければ、その期間の経過後は、第十三条第一項の許可は、

その効力を失う。認可の申請に対し認可しない旨の処分があつた場合において、その旨の通知を受けたときは、譲受人は、発

3 第十三条第二項及び第三項の規定は、前項の認可について準用す

る。

券倉庫業者でない法人が合併して

発券倉庫業者たる法人が存続する場合を除く。)において、当該合併について運輸大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は券倉庫業者の地位を承継する。

3 第十五条並びに第十三条第二項及び第二項の規定は、前二項の認可について準用する。

(相続)

第十九条 倉庫業者が死亡したとき

は、その相続人は、被相続人たる倉庫業者の地位を承継する。この場合において、相続人は、その旨を被相続人の死亡を知つた日から三十日以内に運輸大臣に届け出なければならない。

2 被相続人が発券倉庫業者である場合においては、前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について運輸大臣の認可を申請しなければ、その期間の経過後は、第十三条第一項の許可は、

その効力を失う。認可の申請に対し認可しない旨の処分があつた場合において、その旨の通知を受けたときは、譲受人は、発

3 第十三条第二項及び第三項の規定は、前項の認可について準用す

七二四

(営業の廃止)
第二十条 倉庫業者は、その営業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(営業の停止及び許可の取消)

第二十一条 運輸大臣は、倉庫業者が次の各号の一に該当するときは、三月以内において期間を定めて営業の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる。
一 この法律、この法律に基く処分又は許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。
二 第五条第一号又は第三号に該当することとなつたとき。
三 営業に關し不正な行為をしたとき。

(倉庫証券の発行の停止及び許可の取消)

第二十二条 運輸大臣は、発券倉庫業者が第十三条第三項第二号に該当することとなつたとき、又は前条第一号若しくは第三号に該当するときは、三月以内において期間を定めて倉庫証券の発行の停止を命じ、又は第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

第二十三条 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を確保するため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該倉庫業者に不当な義務を課すこととなるものでなければならない。

(聽聞)
第二十四条 運輸大臣は、第六条第二項、第八条第二項、第十二条第二項、第二十一条又は第二十二条の規定による処分をしようとするとときは、当該倉庫業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしてなければならない。聴聞に際しては、当該倉庫業者に意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

(訴願)
第二十五条 この法律の規定により行政官厅のした処分に不服のある者は、訴願をすることができる。

第二十六条 この法律の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、海運局長又は陸運局長に行わせることができる。

(報告及び検査)

第二十七条 運輸大臣は、第一条の目的を達成するために必要な限度において、倉庫業者に対して、その営業に關し報告させ、又はその職員に倉庫業者の営業所、倉庫の他の場所に立ち入り、帳簿書

類その他の物件を検査させることができるもの。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(罰則)
第二十八条 第三条の規定に違反して倉庫業を営んだ者は、十万円以下の罰金に處する。

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に處する。
一 第六条第二項、第八条第二項又は第十二条第二項の規定による命令に違反した者
二 第十三条第一項の許可を受けないで倉庫証券を発行した者
三 第二十一条の規定による営業の停止の処分又は第二十二条の規定による倉庫証券の発行の停止の処分に違反した者

(報告及び検査)
第三十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に處する。

一 第九条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
二 第十六条の規定による届出をしないで第十五条に規定する協定等をした者
三 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(施行期日)
第三十一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(倉庫業法の廃止)
第三十二条 倉庫業法(昭和十年法律第四十一号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(経過規定)
第三十三条 この法律の施行の際に旧法第七条ノ二の規定による営業開始の届出をして倉庫業(附則第六条第一項に規定する倉庫業を除く。)を営んでいた者は、この法律の施行の日から一年間は、倉庫業者とみなす。その者がその期間内に第三条の許可を申請した場合において、その申請について許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受けるまでの期間についても同様とする。

2 前項の規定により倉庫業者とみなされた者がこの法律の施行の際に営業に使用している倉庫についての第十二条の規定の適用に関しては、この法律の施行の日から二年間は、同条中「第五条第四号の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」とする。

第四条 この法律の施行館に旧法の規定によりした許可、届出その他行為で、この法律中相当する規定があるものは、運輸省令で定めることによりしたものとみなす。この法律の規定によりしたものは、運輸省令で定めることによりしたものとみなす。

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則

く。)の存しない場合には、その土地の所有者に対し、この法律施行の日から六箇月以内に建物所有の目的で賃借の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な借地条件で、その土地を賃借することができる。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

3 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、その期間満了の時、その申出を承諾したものとみなす。

4 土地所有者は、建物所有の目的で自ら使用することを必要とする場合その他正当な事由があるのでなければ、第一項又は第二項の申出を拒絶することができない。

5 第一項又は第二項に規定する借地権者の借地権が接收された當時において第三者に対抗することのできない借地権又は臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権であるときは、これらの規定は、適用しない。

6 第一項又は第二項の規定により設定された賃借権の存続期間は、借地法(大正十年法律第四十九号)にかかわらず、二十年とする。ただし、建物が、この期間満了前に

朽廃したときは、賃借権は、こゝによって消滅する。

8 第一項又は第二項の規定により設定された賃借権は、その登記及びその土地にある建物の登記がなまくとも、これをもつてこの法律施行の日から二年以内にその土地について権利を取得した第三者に対抗することができる。

(接收地の借地権者の借地権優先譲受権)

第四条 土地が接收された当時におけるその土地の借地権者で、その土地の接收中にその借地権が存続期間の満了によつて消滅した者は、その土地又はその換地に借地権(第三者に対するものでない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く。)の存する場合には、その借地権者(借地権者が更に借地権を設定した場合は、その借地権の設定を受けた者)に対し、この法律施行の日から六箇月以内にその者の有する借地権の譲渡の申出をすることに

よつて、他の者に優先して、相当な対価で、その借地権の譲渡を受けることができる。

2 土地が接収された時から引き続き、その土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者の所有に属する登記した建物が接収中に滅失したため、その借地権をもつてこの法律施行の日までに、その土地について権利を取得したことの第三者に对抗することができない者は、その土地又はその換地に借地権（第三者に对抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く。）の存する場合には、その借地権者（借地権者が更に借地権を設定した場合には、その借地権の設定を受けた者）に対し、この法律施行の日から六箇月以内にその者の有する借地権の譲渡の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な対価で、その借地権の譲渡を受けることができる。

判が確定した日又はその調停が確立した日」と読み替えるものとす
る。

(借地権譲渡の場合の賃貸人の承諾)

第五条 前条の規定により貸借権が譲渡された場合には、その譲渡について賃貸人の承諾があつたものとみなす。この場合には、譲受人は、譲渡を受けたことを、直ちに賃貸人に通知しなければならない。

(土地使用を始めない場合の解除権)

第六条 第三条の規定により賃借権の設定を受け、又は第四条の規定により借地権の譲渡を受けた者が、その後(その賃借権の設定又は借地権の譲渡について裁判又は調停があったときは、その裁判が確定した後又はその調停が成立した後)六箇月を経過しても、正当な事由がなくて、建物所有の目的でその土地の使用を始めなかつたときは、土地所有者又は借地権の譲渡人は、その賃借権の設定契約又は借地権の譲渡契約を解除することができる。ただし、その解除前にその使用を始めたときは、この限りでない。

第三条の規定により賃借権の設定を受け、又は第四条の規定によ
り借地権の譲渡を受けた者が、建

物所有の目的でその土地の使用を始めた後、建物の完成前にその使用を止めた場合にも、前項と同様である。

(賃貸人及び譲渡人の先取特権)

第七条 第三条の規定による賃借権の設定又は第四条の規定による借地権の譲渡があつたときは、賃貸人は、借地人又は借地権の譲渡人は、借地の全額又は借地権の譲渡の対価について、当該賃借権の設定又は借地権の譲渡を受ける者がその土地に所有する建物の上に、先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、借賃については、その額及び、もし存続期間若しくは借賃の支払時期の定があるときはその旨、又はもし弁済期の来た借賃があるときはその旨、譲渡の対価については、その対価の弁済されない旨を登記することによつて、その効力を保存する。

3 第一項の先取特権は、他の権利に対し、優先の効力を有する。ただし、国税徵収法(明治三十年法律第二十一号)により徵収するとのできる請求権、民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する共益費用、不動産保存又は不動産工事の先取特権並びに前項の登記前に登記した質権及び抵当権に

官 報 (号 外)

消滅しており、その跡地が道路や緑地等になつたものもあって、接収された場合にのみ復帰を認めるのは公平を欠くものでござりますが、本案賛成の意見によりますと、接収により借地権の消滅したものの損害は、はかり知れないのに反し、地主が接収解除により更地を返されるのは不公平であり、また、接収中の土地は一目瞭然で、それを更地の値で買うものではなく、万二、三登記なくして第三者対抗力を認められたとしても、投機的または危険負担を覺悟の上であり、保護の余地がないこと、本案に限つたことではないが、火災、水害その他の災害に、羅災都市借地借家臨時処理法を適用する場合に生じて いることである。さらに、強制疎開の補償は実質的には受けないにひとしく、疎開跡地が接収解除されても、第一次的には旧借地人に返すべきであるということでござります。なお、民法学者から、接収の結果地主が思ひぬ利益を受け、借地人が非常な損害を受けるならば調整の必要がある、借地権を取得できればまるもうち、できないければまる損といふことでなく、接収から生ずる損失を、両当事者で公平に負担する構想が望ましい旨の御意見も述べられました。

井上清一委員より、次の四点を要旨とする修正案が提出されました。

第一に、土地の接収中に借地権が、存続期間の満了によって消滅したもの等が優先賃借するには、原則として、いわゆる権利金の支払いを要することとする。第二に、疎開建物の借地権が、疎開の際、政府の補償によって消滅した者が優先賃借するには、常に権利金の支払いを要することとする。

第三に、接収地の借地権の対抗力並びに接収地の借地権の存続期間及び契約更新の請求の二年の期間を一年に、接収建物の賃借権の対抗力の一年の期間を六ヶ月に、それぞれ短縮して、第三者に不測の損害を与える取引の安全を害するおそれを少くする。第四に、第一点、第二点の修正に伴い条文の整理をする。

以上四点でござりますが、これに対し、亀田、一松、高田の各委員から質疑が行われ、まず、「いわゆる権利金が世間一般と同じ程度になつては借地人に酷ではないか」との質疑に対しましては、井上委員より、「世間一般のものは若干程度が違うと思うが、何割と予測することは困難で、具体的な事例が積み重なつて、おのずからきまる」との答弁があり、法務省側からは、「具体的な事例によることで、結局は裁判所が鑑定委員会の意見を聞いて、一切の事情を参考して定めるので、一般的

に必ず普通より安くなるとは限らない」との答弁があり、次に、「修正案の公聴会の際、十分両者の意見を聞いていたが、またそれを参考したか」との質疑に対しましては、「先般の公聴会の際、十分両者の意見を聞いていたし、また、自由民主党の政策審議会によるこの修正案を検討した際にも、借地人、地主双方の代表を招いたので、この程度のものならば、この間の調整ができる、十分納得の行くものと思ってい人の答弁があり、さらだ、日本社会党は、「戦争による接收または疎開によって被害を受けた者の保護立法として、十九、二十二の二回の国会において強く原案を支持したが、いわゆる権利金の算定に当つて、裁判所が参考する一切の事情の中に、この立法の趣旨が十分に生かされるべきものと思われるがどうか」との意見並びに質疑に対しましては、法務省側より、「裁判所が公正に法の精神を尊重して運営するものと信じる」旨の答弁がございました。

○議長(松野謙平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたしました。
本案全部を問題に供します。委員長の報告は、修正議決報告でございまます。委員長報告の通り、修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野謙平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて委員会修正通り議決せられました。

〔賛成者起立〕

〔審査報告書は都合により追聴に掲載〕

○石原幹市郎君 国立国会図書館法第
十一条の規定により、図書館の経過に
関する館長の報告、図書館の予算並び
に館長の定める諸規程につきまして、
議院運営委員会における審査の経過並
びに結果を御報告いたします。

詳細は会議録によつて御承知願うこ
といたしまして、第一に、館長の報
告につき、その内容のおもなものを申
し上げますと、昭和三十年度の業務実
績等のうち、まず、図書その他による
直接の奉仕ですが、このうち国

会議員に対する奉仕いたしまして、調査立法考査局が処理いたしました考査件数は、前年度に比較して一千件以上を増加し、また、国民に対する奉仕としての閲覧者数は、前年度に比較して中央館は約一万人、支部図書館は約十万人の増加となつております。このほか、国會議員に対する調査並びに立法考査の万全を期するため、両院の専門員の減員に見合つて、昨年八月一日から従来九名であつた専門調査員を二十三名に増加したこと、現下の憲法問題の重要性にかんがみ、各国会法の和訳を刊行したこと、アメリカ原子力委員会寄贈の原子力関係資料の閲覧業務を開始したこと、P・B・リボートの地方センターを新たに札幌及び仙台に設置したこと等があげられます。次に、中央館の建築でありますと、図書館としては、これを何よりもまず緊急を要する問題として取り上げ、強力にこれを推進いたしました結果、予算の増額によつて、三十一年度中には地階の鉄骨工事を施行することになりましたのでありますが、他方、基本設計も完成して、すでに実施設計を行ひ建設省に回付しておる状況であります。

第二に、図書館の昭和三十一年度予算であります。図書館の予算が、従来ともすれば事務的に調整せられ、従つて図書館の拡充強化も思うにまかせないぐらみなしとしなかつたので、本委員会は、ここにあらためて図書館の重要な性を再確認するとともに、その運営の全きを期するため、まず、予算に重点をおいて強力に関係当局を鞭撻することになつたのであります。そのため、本委員会は昨年九月以降、開会中をも含めししばしば委員会を開き、概算見積りの段階から図書館当局の原案について詳細に検討を加えました結果、三十一年度の予定経費の要求は、中央館の建築並びにさきに申し上げました専門調査員の増員等、人員関係の経費を含めて、総額は五億七千八百六十二万円に達し、前年度に比し、二億七千四百五十三万円の増加となつた次第であります。

第三に、館長の定める諸規程であります。まず、国立国会図書館組織規程の一部改正の件でありますが、これは警察庁等に支部図書館を設置し、また、上野図書館の有機的運営をはかるため、その組織規程を統合するための措置であります。

次に、国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件でありますが、これは図書館の奉仕強化並びに支部上野図書館の定員統合に因連する定員増加の措置であります。

その他図書及び図書館資料の複写手続を合理化するための国立国会図書館図書複写規程の一部改正の件がありましたが、これらの諸規程は、いずれも原案通りこれを承認いたしました。

名古屋、福岡、札幌及び仙台に設置されてゐるが、地方産業、学術の進展向上に大なる寄与をしているので、新潟県にもこれを設置することを要望してゐるものであります。

○今日の会議に付した案件

七三一

算であります。図書館の予算が從来ともすれば事務的に調製せられ、従つて図書館の拡充強化も思うにまかせないうらみなしとしなかつたので、本委員会は、ここにあらためて図書館の重要性を再確認するとともに、その運営統合合理化するための国立国会図書館図書復写規程の一部改正の件がありますが、これらの諸規程は、いずれも原案通りこれを承認いたしました。これを要するに、国会法改正に伴い、国会図書館の運営に関する事項が

の全きを期するため、まず、予算に重点をおいて強力に関係当局を懇摃するところになつたのであります。そのため、本委員会は昨年九月以降、閉会中をも含めしばしば委員会を開き、概算見積りの段階から図書館当局の原案について詳細に検討を加えました結果、三十一年度の予定経費の要求は、中央館の建築並びにさきに申し上げました専

議院運営委員会の所管となりましてより一年余を経たであります。が、中央館の建築促進を初め、図書館運営の全般につきまして見るべきものがありますことは、まことに同慶にたえない次第であります。

簡単であります。これをもつて御報告を終ります。(拍手)

門調査員の増員等、人員関係の経費を含めて、総額は五億七千八百六十二万円に達し、前年度に比し、二億七千四百五十三万円の増加となつた次第であります。

○議長(松野鶴平君) 日程第七、新潟県にP・Bリポート閲覧室設置に関する講題(一件)を講題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長石原幹市郎君。

第三に、館長の定める諸規程であります。また、国立国会図書館組織規程の一部改正の件であります。これは警察庁等に支部図書館を設置し、また、上野図書館の有機的運営をはかるため、その組織規程を統合するための措置であります。

○石原幹市郎君登壇、拍手

〔石原幹市郎君登壇、拍手〕

【審査報告書は都合により追録に掲載】

次に、國立国会図書館職員定員規程の一部改正の件であります。これは、國書館の奉仕強化並びに支部上野図書館の定員統合に関連する定員増加の措置であります。

P・Bリポート閲覧室は、すでに大阪、

これらの請願の趣旨は、いずれも、議院運営委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

上に大なる寄与をしているので、新潟県にもこれを設置することを要望しているものであります。

本件について図書館当局の見解をただしましたところ、「予算等について予定通り措置されるならば、数年後に新潟県下に設置することは可能である」旨の答弁があつたのであります。が、本委員会としては慎重に検討いたしました結果、全会一致をもつて、いずれも議院の会議に付し、ただし、内閣には送付するを要しないものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本請願は、委員長報告の通り採択することに賛成の諸君の起立を求めまること

出席者は左の通り。

一、日程第四 倉庫業法案
一、日程第五 接收不動産に関する法律案
一、日程第三 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、日程第六 国立国会図書館の運営に関する議院運営委員長報告
一、日程第七の請願

明)

議員	加賀山之雄君	柏木 庫治君
奥 むめお君	山川 良一君	井野 碩哉君
村上 義一君	前田 久吉君	赤木 正雄君
島村 軍次君	河野 懇作君	三浦 辰雄君
佐藤 尚武君	竹下 豊次君	廣瀬 久忠君
小林 武治君	高橋 道男君	土田国太郎君
武藤 常介君	後藤 謙三君	
松原 一彦君	大谷 文夫君	
	鶴淵君	

伊能 酒井	利雄君 芳雄君	有馬 英二君
仁田 竹一君	閔根 久藏君	小澤久太郎君
吉田 萬次君	白川 一雄君	
木村 守江君	菊田 七平君	
中川 幸平君	上原 正吉君	
藤野 繁雄君	太島 虎藏君	
西川甚五郎君	宮田 重文君	
植竹 春彦君	三浦 義男君	
左藤 義詮君	池田宇右衛門君	
石原幹市郎君	中川 以良君	
中山 壽彥君	館 哲二君	
鶴見 祐輔君	青木 一男君	
野村吉三郎君	苦米地義三君	
大野木秀次郎君	斎藤 昇君	
佐野 廣君	宮澤 喜二君	
大谷 賢雄君	石井 桂君	
雨森 常夫君	白井 勇君	
横山 フク君	高橋 衛君	
長島 銀藏君	最上 英子君	
寺本 廣作君	紅露 みつ君	
山本 米治君	石川 榮一君	
劍木 亨弘君	高野 一夫君	
横川 信夫君	野本 品吉君	
平井 太郎君	川村 松助君	
堺 未治君	西郷吉之助君	
笠森 順造君	黒川 武雄君	
一松 定吉君	木村篤太郎君	
石坂 豊一君	高田なほ子君	
久保 等君	加藤シヅエ君	
安部サミ子君	岡 三郎君	
海野 三朗君	河合 義一君	

三木與吉郎君	上條愛二君	島津忠彥君	小西英雄君
三橋八次郎君	隆君	井村德二君	荒木正三郎君
小柳牧衛君	清次君	赤松常子君	小笠原三男君
内村四郎君	木内六郎君	深水六郎君	川口爲之助君
岩沢忠恭君	藤原道子君	藤原道子君	重政庸德君
草葉隆圓君	野溝勝君	野溝勝君	荒木正三郎君
村尾重雄君	佐多忠隆君	佐多忠隆君	小笠原三男君
市川房枝君	八木幸吉君	八木幸吉君	川口爲之助君
須藤五郎君	成瀬幡治君	成瀬幡治君	重政庸德君
若木勝藏君	千田正君	千田正君	荒木正三郎君
小林孝平君	小松正雄君	小松正雄君	小笠原三男君
菊川法晴君	矢嶋三義君	矢嶋三義君	川口爲之助君
吉田進君	大和与一君	大和与一君	重政庸德君
藤田信一君	湯山勇君	湯山勇君	荒木正三郎君
近藤登君	田畠金光君	田畠金光君	小笠原三男君
大倉精二君	永岡光治君	永岡光治君	川口爲之助君
阿具根清一君	天田勝正君	天田勝正君	重政庸德君
松浦三七君	秋山長造君	秋山長造君	荒木正三郎君
羽生宗司君	中田吉雄君	中田吉雄君	小笠原三男君
岡田松本治一郎君	戸叶武君	戸叶武君	川口爲之助君
外務大臣官房長官	松本重光	松本重光	重政庸德君
法務政務次官	松原一彦君	松原一彦君	荒木正三郎君
運輸省港灣局長	天埜良吉君	天埜良吉君	小笠原三男君

昭和三十一年五月十八日 参議院会議録第五十号

昭和三十一年五月十八日 參議院会議録第五十号

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定額一部
十五円

(配達料共)

發行所

東京都新宿区市谷本町一五
大藏省印刷局
萬葉九郎
一九一九年九月一日

七三四